

令和 6 年度第 1 2 回
杉並区農業委員会 総会

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）

1. 開催日時 令和7年3月26日(水) 15時30分から16時30分

2. 開催場所 杉並区産業振興センター会議室

3. 出席委員(11人)

会長	13番	秦 孝良			
会長職務代理	5番	飯田 幸弘			
委員	1番	細淵 玉美	9番	井口 源成	
	2番	蓮見 紳次	10番	井口 明	
	4番	野田 一郎	11番	田原 良規	
	6番	原田 映史	12番	鈴木 宗孝	
	8番	篠 清孝			

4. 欠席委員(3人)

委員	3番	原 修吉	7番	小野 実	
----	----	------	----	------	--

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	石野 哲夫
事務局次長	松本 智之
事務局書記	瀬端 一哉
	齊藤 慧
	山口 育生

6. 議事日程

【協議事項】

- 1 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 2 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
- 3 令和7年度杉並区農業委員会活動指針について
- 4 令和7年度農業委員会の最適化活動目標について

【報告事項】

- 1 農地法第4条・第5条届出書受理の専決処理について
- 2 その他

7. 議事

- 事務局長 それでは、令和7年度第12回農業委員会総会を開始いたします。
- 本日は協議事項4件、報告事項がその他含めて2件ございます。議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。
- 本日の欠席委員は原委員、小野委員、署名委員は篠委員と井口 源成委員です。よろしくお願いいたします。
- では、協議事項に入ります。
- 議事進行を議長にお渡ししますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 それでは、協議事項に入ります。
- 1番、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局長 それでは資料をご覧ください。相続税の納税猶予を適用されている方について、3年ごとの確認、証明になります。今回は1件です。
- （該当者名、住所、特例適用農地の地番、また、担当委員より現地の様子について説明）
- （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
- 続きまして2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、お願いいたします。
- 事務局長 （申請年月日、申請者名、住所、買取り申出事由、買取り申出事由発生日、該当生産緑地の地番・面積、また、担当委員より現地の様子について説明）
- （協議）
- 議長 それでは、証明書を発行するということで決定いたします。
- 続きまして3番、令和7年度杉並区農業委員会活動指針について事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは資料3、令和7年度杉並区農業委員会活動指針をご覧ください。
- 皆様に開催通知にあわせてご連絡いたしました。が、農業委員会法第7条により農地等利用の最適化の推進に関する指針を定めることが義務化されております。そのため、開催通知と同封する形で皆様に事前にご意見をお伺いした上で、資料3のとおり最適化指針を盛り込んだ杉並区農業委員会活動

指針を作成いたしました。

続きまして、資料３－２をご覧ください。こちらは６年度の活動指針との対照表となります。赤字の下線が変更部分、赤字のみは項目を並び替えたもののなっております。幾つか赤字下線がございますが、内容については大きな変更はしておらず、より簡潔にして分かりやすい文言等に変更しております。私からは以上となります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。その他修正が必要な箇所はございますでしょうか。

（協議）

○議長 それでは、この活動指針で決定いたします。

続きまして４番、令和７年度農業委員会の最適化活動目標について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料４、令和７年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

農林水産省から発出されました通知を基に、新たに令和７年度最適化活動の目標を設定し、取り組むこととなります。３月末までに目標を設定し、４月末までにインターネット等の方法により公表をすることになっております。こちら、書式に合わせて例年どおり作成しており、全面市街化区域のため記載が不要とされている箇所につきましては、斜線を入れております。

１ページ目は、農業委員会及び農家農地の現況につきまして、2020年農林業センサスに基づいて記載しております。

２ページ目の最適化活動の目標、１番、最適化目標の成果目標の（２）遊休農地の解消ですけれども、引き続き遊休農地がゼロとなるよう所有者の意識向上に努めるとして記載しております。

続きまして３ページ目、２番、最適化活動の活動目標につきましては、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、１人当たりの活動日数は昨年と同様に月６日としております。私からは以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたがいかがでしょうか。

（協議）

○議長 ありがとうございます。それでは、ただいまご協議いただいた内容で決定したいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。

1 番、農地法第 4 条・第 5 条届出書受理の専決処分について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 (「農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」 5 件について、届出年月日、譲受人、譲渡人を報告、土地の所在地、また、担当委員より現地の様子について説明)

○議長 ありがとうございます。それでは、報告のとおりご了承願います。

続きまして、報告事項 2 番、その他の報告事項について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 私から 4 点説明いたします。

1 つ目、配付しております令和 7 年度総会スケジュールをご覧ください。前回の総会にて配付したスケジュール案から委員の皆様のご意見を踏まえ、修正したものとなります。令和 7 年度はこちらのスケジュールで開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

2 つ目、令和 7 年度分の農業委員活動記録カードを配付しております。今年度同様に来年度も事務局へご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして 3 つ目、農地パトロールの日程調整についてです。みどり公園課へ新規申請のあった生産緑地及び特定生産緑地の農地パトロールを昨年同様に 5 月頃に予定しております。今後、会長及び担当委員の方へは日程調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に農業ボランティアについて説明いたします。

農業ボランティアに関しまして、令和 7 年 4 月時点で 65 名の方が登録予定であり、活動範囲や頻度などのデータを載せております。こちらを参考にまた担当地域の農業者へボランティアの勧奨等を進めていただきますようよろしくお願いいたします。また、あわせて農業ボランティアの募集ポスターを配付しております。4 月 15 日に広報紙及び区 HP に掲載予定であり、申込期間は 4 月 15 日から 4 月 27 日までとなります。そのため、ポスターを畑や販売所等に 4 月 15 日から 4 月 27 日まで掲示いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。私からは以上となります。

○議長

ありがとうございます。

全体を通して委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(その他報告なし)

では、次回の日程は4月23日、16時から予定しております。

以上をもちまして、第12回総会を閉会いたします。ありがとうございました。